「ビジネスと人権」に関する行動計画推進円卓会議(第8回会合) 「ビジネスと人権」に関する行動計画推進作業部会(第6回会合) 合同会合(議事要旨)

令和6年11月20日水曜日10時00分~12時00分

場所:オンライン形式

1. 開会挨拶

(尾﨑 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課 課長)

- ・ ただいまより第8回「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」及び第6回「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」を合同開催する。本日は御多忙のところお集まりいただき、感謝申し上げる。
- 外務省を代表して総合外交政策審議官の松尾から御挨拶させていただく。

(松尾 裕敬 外務省総合外交政策局 審議官)

- 本日はお忙しい中、円卓会議及び作業部会の合同会議に御参加いただき、感謝申し上げる。
- ・ 本年3月の円卓会議では、ステークホルダーの皆様から「『ビジネスと人権』に関する 行動計画の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書」(以 下、「ステークホルダー報告書」)について御報告いただき、その後開催された5月の 関係府省庁連絡会議や8月の作業部会において意見交換がなされたと承知してい る。これまでのステークホルダーの皆様の御尽力と御協力に改めて感謝申し上げる。
- ・ 本日議論させていただく行動計画改定版の骨子案は、これまでのステークホルダーの 皆様との対話や関係府省庁間の検討・調整を踏まえて作成されたものである。
- ・ 本日の円卓会議及び作業部会において、骨子案についてステークホルダーの皆様から御意見を賜った上で、年末の関係府省庁連絡会議において骨子を決定し、来年中に改定版行動計画の公表を目指していく。御理解と御協力をよろしくお願い申し上げたい。

【関係府省庁挨拶】

(大森 崇利 内閣府男女共同参画局総務課 課長)

・ 昨年来、性暴力関連で様々あった。本年度女性版骨太の方針においても、性暴力や ハラスメントが人権問題であることについて周知啓発を図る旨記載している。昨今の 状況等を踏まえれば、今般の「「ビジネスと人権」に関する行動計画」の改定に当たっ ては、企業活動における性暴力の防止及び被害者の救済という観点を十分考慮して いく必要があり、改定案の取りまとめを行う外務省及び関係省庁とともに、この点、留 意したいと考えている。

(島田 直人 警察庁長官官房企画課 課長補佐)

・ 警察庁としては、法執行機関として、子どもに対する暴力や性被害の防止等の各種政策を推進するほか、警察官に対する人権尊重に関する教育などの取組を継続している。今回の骨子案、さらにはその後の行動計画に準じて、引き続き、警察として人権に配慮するための施策を進めていきたい。

(箕輪 哲治 金融庁総合政策局総務課 総括管理官)

・ 金融庁では有価証券報告書を含めた法定開示を所管していることから、ビジネスと人 権においては特に企業情報の開示に関わっており、しっかりと対応していきたい。

(柳沢 信高 消費者庁 参事官(調査研究・国際担当))

・ 消費者庁においては、現行の行動計画において「救済へのアクセスに関する取組」と して挙げられている公益通報者保護制度など、取組を進めてきたが、引き続き、事業 者のガバナンス向上や人権尊重の観点からの取組に努めていきたい。

(髙橋 愛子 こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付 参事官補佐)

- 本年6月に民間事業者等に子どもを性暴力から守るための一定の措置を義務づける 法律である、こども性暴力防止法が成立した。
- ・ 今回の骨子案には、「子どもと若者」も項目に入っていると承知しており、引き続き取 組を進めていく。

(山田 協 総務省大臣官房総務課 参事官)

- ・ 総務省では、骨子案において優先分野として位置付けられている「AI・テクノロジーと 人権」に関して、事業者がAIのリスクに適切に対応できるよう、経済産業省と連携して おり、「AI事業者ガイドライン」を本年の春に第1.0版を公表した。
- ・ 本ガイドラインを幅広く周知・浸透させていく取組を中心に、日本において安心してAI の開発、提供、利用が進められるよう関係者の方々と連携していく。

(川野 麻衣子 法務省大臣官房国際課 補佐官)

・ 法務省は幅広い分野で関わるものと思われ、今回の骨子案に記載されたものについてしっかりと対応していく。

(坂東 慶降 財務省大臣官房総合政策課 政策推進室長)

・ 財務省においても所管業界含めて、引き続きビジネスと人権に関する取組を進めてい く。

(平嶋 壮州 厚生労働省大臣官房国際課 課長)

・ 厚労省では「労働におけるビジネスと人権 チェックブック」をILO駐日事務所と協力して作成し、今後労働基準監督署やハローワークで配布するなどして周知を進めていく。企業の経営者や労働組合の方々に本チェックブックを参考していただきたい。

(田谷 慎一 農林水産省輸出・国際局国際戦略グループ 国際交渉官)

・ 農水省の関連団体は食品産業が主であるが、生産、製造、流通、小売と多岐にわたる食品産業のサプライチェーンにおいて人権尊重の取組の推進を目指し、施策を実施している。

(小川 幹子 経済産業省通商政策局 ビジネス・人権政策調整室長)

- ・ 現行行動計画及び改定版行動計画に向けて、経済産業省としては、引き続きサプライ チェーン全体での取組が肝要であると考え、企業と対話を続けている。
- · 特に、中小企業対策が大切であるということは前回の作業部会でも発言させていただ

- き、同様の意見を沢山いただいているが、人権への対応が企業の経営にも生かされていくというメッセージを伝えられることが重要であると考えている。
- ・ 今後は好事例も集めていきたいと考えており、本日参加いただいているステークホル ダーの皆様からも御意見をいただきながら施策を進めていきたい。

(土居 佳以 国土交通省総合政策局国際政策課 企画官)

- ・ 国土交通省では、ジェンダーと交通をテーマとしたセミナーを本年7月に開催した。このセミナーでは女性の移動ニーズを取り入れた交通サービスの提供や、交通分野で働く従業員や管理職への女性参画の促進について議論した。その他、建設業においても女性の就業促進などの働き方改革を実施している。
- ・ 障害者と高齢者に関しても、交通バリアフリーやユニバーサルデザイン、心のバリアフリーの推進も行っている。

(浜 一朗 環境省地球環境局国際連携課 課長補佐)

- ・ 環境省では、ビジネスと人権に関する取組として、環境デュー・ディリジェンスの入門 書類の作成と、企業のデュー・ディリジェンスに係る能力構築や環境整備に資する政 策を進めている。
- ・ その他、開発途上国のパートナー国と協力し、脱炭素技術や製品インフラ等を用いた プロジェクトを実施し、クレジットを日本側にも一部いただく2国間クレジット制度、JCM という仕組みを推進している。このような取組の中で人権対応も推進している。

(奥野 一聖 防衛省防衛装備庁調達管理部調達企画課係員 (課長代理))

- ・ 全国に所在している自衛隊の調達機関にむけてビジネスと人権に係る取組について 周知しており、意識の醸成を図っている。
- ・ 防衛省における契約において「ビジネスと人権」に関する記載を明記したことを広く周 知し、契約相手方企業に対しても、人権尊重に取り組むことを求めている。
- ・ 現在防衛省と取引がある企業に対し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、指導原則)や経済産業省の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下、政府ガイドライン)に沿った人権尊重の取組状況にかかるアンケート調査を実施しており、年末にその結果を集計する予定である。
- ・ 現在議論されている行動計画の改定を踏まえ、引き続き各省庁と連携しながら企業の 人権尊重責任を促進する環境づくりに努めていく。

(若月 一泰 デジタル庁戦略・組織グループ 参事官)

- 誰ひとり取り残されないデジタル社会を目指して取組を進めている。
- ・ 骨子案に記載されているAIのほか、マイナンバーカードで使用するポータルサイトを 障害者にも配慮する形で作成するなどの取組をしており、今後各省庁のデジタル化に も貢献していきたい。

(重田 佑樹 文部科学省大臣官房国際課 国際協力室長補佐)

- ・ 児童生徒がその発達段階に応じて、人権の意義や内容、重要性について理解し、自 身の大切さと共に、他人の大切さを認めることができるよう、学校における人権教育を 推進している。
- 引き続き、教育現場に対する行動計画の周知と推進に尽力していく。

2. 議事

(尾﨑 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課 課長)

- ・ 本日の会合の趣旨について改めて説明させていただく。現行の行動計画の第4章6に、行動計画の公表4年後(本年10月)を目処に、関係府省庁連絡会議において、ステークホルダーの意見も踏まえ、行動計画の改定作業に着手すると記載されている。
- ・ この記載に基づき、本年5月の関係府省庁連絡会議において、行動計画の改定に着 手することが承認された。今後は、本年中に改定版行動計画の骨子を決定した上で、 来年中に改定版行動計画の公表を目指していきたい。
- ・ 改定に向けた議論の開始に先立ち、昨年度は作業部会のステークホルダーの皆様に「ステークホルダー報告書」を作成いただき、円卓会議及び関係府省庁会議において御報告いただくとともに、意見交換を行った後、本年8月の作業部会では同報告書の「個別施策テーマ」に沿って、関係府省庁とステークホルダーの皆様との間で意見交換を実施し、ステークホルダーの皆様から貴重な御意見を賜ったところである。ステークホルダーの皆様をはじめとして、皆様の御協力と御尽力に対して改めて感謝申し上げる。
- ・ 今回、ステークホルダーの皆様から提出いただいた報告書を基にした議論と、その後の関係府省庁における検討及び調整を踏まえ、行動計画の改定に関する骨子案を作成し、先日皆様に共有させていただいた。本日の円卓会議・作業部会の場では、この骨子案について、ステークホルダーの皆様から御意見を賜った上で、年末に予定されている関係府省庁連絡会議において、骨子案に合意したいと考えている。
- ・ 骨子案は項目のみ記載しているが、それぞれの項目の具体的な内容については、今後、政府側から原案を提示させていただいた後、ステークホルダーの皆様の御意見を踏まえて決定したいと考えている。なお、骨子の項目については、今後の議論の状況に応じて修正される可能性もある。
- ・ 現在の骨子案は項目のみで分かりにくいという御意見もあるかと思うが、来年の行動 計画改定という目標に向けて作業工程を着実に進めていく観点から、まずは本年中に 骨子案を固めた上で、原案の作成に取りかからせていただきたい。
- ・ 骨子案は、第1章では現行の行動計画の取組について総括し、第2章では改定版行動計画における優先分野を明示し、第3章では政府から企業への期待表明を行い、 第4章で今後の計画の実施等に関する枠組みを提示する構成となっている。
- ・ 先ほど申し上げたとおり、それぞれの項目の具体的内容については、今後、「ステークホルダー報告書」やこれまでの議論を踏まえて、政府側から原案を提示させていただく。
- ・ 本日は、改定版行動計画の骨子案に対する御意見と共に、それぞれの項目について 原案に盛り込むべき具体的な内容について、御意見があれば、ぜひ共有いただきた い。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ 事前に外務省に、作業部会メンバー有志によって作成した申し入れ書を提出させていただいた。今回の行動計画改定の骨子案と共に、この申し入れ書も準備資料に含めていただきたい。また、議事録とともに申し入れ書もウェブサイトにも掲載いただきたい。
- ・ 行動計画策定からの4年間を振り返り、検討いただきたいことを申し上げる。指導原則 またはガイダンスに記載されているように、様々なステークホルダーと協議のうえ進め

ることをお願いしたい。ステークホルダーは、それぞれのセクターを代表して参加している。円卓会議・作業部会メンバーと、本当の意味での「意味のあるステークホルダーエンゲージメント」を行いながら進めていただきたい。形だけの話し合いでは意味がない。出された意見を踏まえて、行動計画の改定に結びつけていただきたい。

- ・ 2点目、行動計画である以上、計画にどの程度進捗があったかを図る必要がある。行動計画の達成の度合いやインパクトを示す客観的、定量的な指標で進捗を図り、その上でギャップ分析を取り入れ、取り組むべき課題を明らかにしていただきたい。どのような進捗があったかを客観的に捉えない限り、改定には結びつかない。この点については、円卓会議・作業部会メンバーより様々な場面を通じて申し上げてきた。昨年の4月には中谷首相補佐官(当時)も、行動計画の各取組の進捗をどのように測るか検討していきたいと発言されたものの、結局、指標の作成は進んでいない。行動計画改定においては、できるところから指標の作成に取り組んでいただきたい。
- ・ 政府の様々なリソースが限られていることは認識しているが、できる範囲内で、出された意見に基づいて進めていくことが最低限必要だと考えている。この2年間、円卓会議を開いてはいるが、会議と会議の繋がりがなく、連続性がない。ステークホルダーから出された意見に基づいた取組を進めている状況が見られない。是非、ステークホルダーから出された意見に基づいて、より良い行動計画の改定に結び付けていただきたい。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 事務局次長)

- ・ 申し入れ書の内容について説明させていただく。まず、行動計画を策定してから4年が経過しているが、中小企業や地方で指導原則と行動計画に関する認識が遅れている。中小企業や企業団体、労働組合、市民社会、地域社会など、あらゆる関係者に行動計画を浸透させるために、企業や市民社会をはじめとする多くのステークホルダーと一緒に取り組んでいただきたい。
- ・ 行動計画の達成度合いやインパクトを表す客観的、定量的な指標によってその進捗 を図り、政府の政策に関するギャップ分析を取り入れ、今後の課題を明らかにすること が必要である。
- ・ その上で、行動計画の改定及び運用のすべてのプロセスで、円卓会議や作業部会を はじめとした、あらゆるステークホルダーと十分なコミュニケーションを図り、進めてい ただきたい。
- ・ 現行の行動計画の第4章において、「実効的かつ持続可能なフォローアップのための作業方法を検討する(評価指標として何が適当であるかの議論を含む)」と記されていること、また「関係府省庁とステークホルダーとの間の信頼関係に基づく継続的な対話」を実施することが記述されていることも申し添えたい。
- ・ 行動計画改定の方向性の御提示と書面による御回答を依頼している。
- ・ 1つ目の申し入れについて、骨子案の第1章では、「2020~2025年の取組成果」、「行動計画の改定及び実施を通じて目指すもの」、そして「行動計画の改定プロセス」との記載があるが、これらについて現時点で可能な範囲で、より詳細に示していただきたい。先述したように、行動計画の達成度合いやインパクト評価を示す客観的、定量的な指標やKPIの設定などは、行動計画の改定プロセスに含まれるべき極めて重要な項目である。
- ・ 骨子案の第2章について、作業部会より提出したステークホルダー報告書の7つの個別施策テーマに加えて、「新しい人権課題」として、「AI・テクノロジーと人権」、「環境と

人権」が優先分野として挙げられている。ステークホルダー報告書では、この7つの個別施策テーマの下に23の意見を具体的に挙げており、政府は骨子案にある優先分野の内容をより詳細に示していく必要があり、また、重要であると思っている。

- ・ 2つ目の申し入れについて、政府とステークホルダーが優先分野について、その根拠 と問題意識を共有し、その上で必要な施策を議論する場を今後も作っていただきた い。その中で、23の意見が検討されるよう、具体的なプロセスを示していただきたい。
- ・ 3つ目の申し入れについて、現行の行動計画と同様、骨子案でも国家の人権保護義務について独立した章立てとすることを明示いただきたい。政府の人権保護の政策は多岐に渡るが、指導原則の各原則に応じた取組を行動計画で示すことができると考える。

(銭谷 美幸 株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ グループ・チーフ・サステナビ リティ・オフィサー 兼 株式会社三菱UFJ銀行 チーフ・サステナビリティ・オフィサー)

- ・ 改定にあたっては、国連ビジネスと人権フォーラムで中谷首相補佐官(当時)が世界に 示した日本の人権における取組や姿勢を、日本政府としても実施してきたと示せるような行動計画としていただきたい。
- ・ これまで各省で様々な取組が進められているが、今後は日本政府としてどこを目指す のかも含めて示していただきたい。
- ・ 国家の義務と関係して、単にプロセスを示すだけではなく、どこを目指しているのかを 示す必要がある。世界各地で紛争が発生している中で、民主主義国家である日本とし て、ビジネスと人権における立ち位置がどこにあるかを示す良い機会でもあり、企業活 動の観点からも示さないといけないと感じている。
- ・ 欧州では企業サステナビリティ報告指令(CSRD)などが発行され、サプライチェーン 上の日本企業も対応を進めている状況だが、対応がかなり大変だと聞いている。この ようなことも踏まえ、ビジネスと人権が経済安全保障の視点からも重要であることを示 していただきたい。

(古谷 由紀子 一般財団法人CSOネットワーク代表理事、サステナビリティ消費者会議代表)

- ・ 2点申し上げたい。1点目、骨子案作成にあたって、政府内で基本的な考え方や、盛り 込むべき内容が検討されたと思うため、それらを共有いただきたい。政府から具体的 な骨子の中身について共有がされた際、ステークホルダーが十分に検討でき、有意義 な議論に繋げることができる。
- ・ 2点目、行動計画をどのように進めていくか効果的に示すためには、指標が重要であり、議論する必要があるが、具体的に議論されない状態が続いているため、ステークホルダー側から指標を提案する形をとりたい。
- ・ 具体的には、提出資料「ステークホルダー行動計画指標検討計画」の通り、指標の検 討を進めるにあたり、検討会議を設け、専門分野の方々にそれぞれの専門性や知見 の中から関連する施策について、具体的なKPIを提案いただきたいと考えている。子 ども、障害者、人身取引、ビジネスロイヤー、労働、公共調達、消費者、救済など、各 専門分野の方々に既に協力を呼びかけている。検討会議では指標案を整理し、外務 省や関係府省庁を含む、様々なステークホルダーの方々にお示しするのでご意見を いただきたい。
- ・ 3月までに指標について検討し、4月以降に行われる具体的な行動計画の改定案の

検討にも参考になるよう進めている。外務省の他、関係府省庁の方々も検討会議に 参加のご意向があればお受けするため、ぜひご検討いただきたい。

(大村 恵実 日本弁護士連合会 元国際人権問題委員会委員長)

- ・ 骨子案の第3章の「政府から企業への期待」では、企業の人権尊重責任として果たすべき「人権方針の策定」、「人権デュー・ディリジェンスの実施」、「救済へのアクセス」、「救済窓口の整備」それぞれについて基礎となる考え方を示すべきである。
- ・ 救済へのアクセスについてコメントする。現状、プライム市場上場企業においても、人権救済窓口の整備はまだ十分ではないと考えている。コンプライアンスや内部通報の窓口を、取引先の労働者といった外部にも開いているのでそれで十分であるという考えの企業が圧倒的に多く、企業の意識改革が必要であると感じている。内部通報窓口は社内方針や行動規範の遵守に向けられた、経営管理のツールであるのに対して、指導原則に基づく救済窓口(グリーバンス)は人権課題への救済、人権のライツホルダーに向けたものであり、内部通報窓口のように利用者が限定されていないという点で異なることを、2024年に国連人権高等弁務官事務所が公表した「事業活動に関連する人権侵害の場合の救済へのアクセス解釈ガイド」は指摘した。内部通報窓口と救済窓口との違いを行動計画の中に盛り込んでいただき、企業への周知啓発を図っていただきたい。
- ・ 国内の取引先の労働者からの通報に関しては、公益通報者保護法のいわゆる3号通報(外部通報先への公益通報)への該当の有無を必ず検討しなければならないが、こちらも企業の対応が非常に遅れている。取引先の労働者から通報があった際に、門前払いせずきちんと対応するよう、消費者庁から改めて周知啓発していただく意味でも、行動計画の救済へのアクセスの箇所に記載いただきたい。

(尾﨑 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課 課長)

- 現状、我々がお答えできるものについてお答えする。
- ・ まず、モニタリングのあり方やKPIについて、各府省庁の施策については事業ごとに 行政事業レビューを実施しており、事業の進捗や効果について成果目標に照らして点 検している。加えて、現行の行動計画においても、毎年のレビューの中で「5つの優先 分野における指標」を設けており、重要施策について客観的な指標に基づいて重点的 にモニタリングしている。これまでの議論や「ステークホルダー報告書」等で、各種施策 が社会にどのようなインパクトを与えているかを測る指標が重要であると御指摘いた だいていることは承知しているが、指標の設定の適否や実現可能性については、改め て検討が必要であると考えている。具体的な評価指標のあり方については、皆様の御 意見を伺い、知見を共有いただいた上で、改めて検討していく必要があると考えてい る。
- 「ステークホルダー報告書」の「個別施策テーマ」は、今後の行動計画改定のための議論の土台になると考えており、今回の骨子案作成において参考とさせていただいた。今後、行動計画の中身を具体的に考えていく上でも参考にさせていただきたい。
- ・ 指導原則の第1の柱である人権を保護する国家の義務について独立した章立てを設けるべきではないかという御提案いただいた。御提案を踏まえ、原案を検討していきたい。
- ・ 骨子案の基本的な考え方に関し、骨子案のそれぞれの項目の具体的な内容については、今後、政府側から原案を提示させていただいた後に、ステークホルダーの皆様の

御意見を踏まえて決定したい。骨子案は項目のみとなっているため、中身が分かりにくいという御意見があることは承知している。来年の行動計画改定に向けた作業工程に照らして、まずは本年中に骨子案を固めた上で、具体的な原案の作成に取りかかり、その過程で中身を検討していきたい。改定プロセスについては、この骨子を基に、中身である本文を作成しながら、関係府省庁とも議論を行い、ステークホルダーの皆様からも御意見を改めて頂戴した上で原案を固めていく。その後、原案をパブリックコメントにかけて必要に応じて修正し、現行の行動計画に記載されているとおり、来年度の公表を目指していきたい。

・ 現状、お答えできるものは以上であるが、政府関係者の皆様から補足があればお願いしたい。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ 現在の骨子案は単なる章立てだが、「骨子案を固める」とは、それぞれの項目の中身 の骨子をさらに議論し固めていくという意味合いなのか。
- ・ KPIの指標については、もはやこれから検討する段階ではないのではないか。KPIの 設定有無、具体的な内容を示す時期に来ているため、是非示していただきたい。

(尾﨑 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課 課長)

- ・ 提示させていただいた1枚紙が骨子案である。これに基づいて原案を作成するにあたり、皆様の御意見をいただきたい。この骨子案について、年末の関係府省庁連絡会議で決定する予定である。
- ・ KPIについては様々な議論があると考えている。KPIを定めるべきという議論もある一方で、KPIを設けることによるネガティブな側面もあると思う。また、実行可能性という観点からも検討する必要があるため、引き続き検討が必要だと考えている。

(安河内 賢弘 日本労働組合総連合会 副会長)

- ・ 行動計画の改定に向けて、出来るだけ多くの機会を設けてステークホルダーの意見を 丁寧に聞いていただき、出された意見に対しては、それぞれ対応の可否について検討 していただくことを改めてお願いをしたい。
- ・ 連合として最も重視している2点について述べさせていただく。1つ目は、ILOの中核 的労働基準の早期批准とディーセントワークの促進である。ILOの中核的労働基準 は、指導原則にも明記されている通り、労働における基本的な人権だと考えている。2 022年に第105号条約の批准が実現したことは、ビジネスの人権の観点からも大き な前進であったが、依然として未批准の第111号条約及び第155号条約についても 早期の批准を目指す旨を、行動計画に明記すべきだと考える。
- ・ またディーセントワークは、骨子案における優先分野の多くに関わる横断的な事項である。優先分野を推進する上で、ディーセントワークの実現が不可欠であることを明記すべきではないか。
- ・ 2つ目は人権デュー・ディリジェンスの取組の推進と法制化に向けた検討を車の両輪 として進めることである。対応が遅れている中小企業への支援など、引き続き人権デュー・ディリジェンスの取組の推進を明記すべきであると考えている。先日、とある零細企業における外国人労働者に対する賃金未払い等の人権侵害の事例では、政府ガイドラインに基づいて申し入れをした結果、早期に問題が解決された。人権デュー・ディリジェンスが極めて有効であることが証明されたと考えている。

・ 一方でEUの企業サステナビリティデュー・ディリジェンス指令(CSDDD)の発効など、 欧米では法制化が進んでいる。日本でも法制化の議論が進むことで、人権デュー・ディリジェンスの取組が一層促進されるのではないかという意見もある。少なくとも法制 化に向けた検討の必要性は明記すべきと考えており、ご検討いただきたい。

(河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事)

- ・ 2点申し上げたい。まず骨子案について、今回、新しい人権課題として示された「AI・テクノロジーと人権」、「環境と人権」という2つの分野は、消費者としても、国民としても非常に関心の高いテーマである。新技術の社会実装が、既存の社会システムとの間で想定以上に混乱等が生じている可能性に対して、実態に基づいた整理等、対策をしていただきたい。環境と人権においても、ネイチャーポジティブなど国内外が抱えている課題について積極的な取組をお願いしたい。その上で第3章の「政府から企業への期待表明」にて、どのような内容が書き込まれるのか注目していきたい。ビジネスと人権の分野においても、課題を社会へ発信し、共感を得て是正に導くことが重要であり、その流れをつかさどるリーダーとしての強い役割を国に果たしていただきたい。
- ・ 2点目、申し入れ書に記載されている、指導原則と行動計画に対する認識が遅れているという点についてである。改めて行動計画の達成度合いやインパクト評価指標を作成・公表し、行動計画の各施策の進捗について、分かりやすく周知・広報することが大事だと考える。
- ・ あわせて、学校教育の過程において、社会における様々なビジネスと人権に関わる課題について学ぶ機会を設け、子どものうちから人権に対する理解を深めるように取り組んでいただきたいと考えている。

(有馬 利男 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事)

- ・ 各省庁の施策がそれぞれ進行しているが、日本全体として一体何を前進させようとしているのか、何を実現しようとしているのかがあまりよく見えず、また相乗効果が発揮されるのか疑問に感じる。各施策を通して全体としてどのレベルまで持っていくのかという統合的な目標をはっきりさせる必要があり、また統合的な目標が明確化されることで、ギャップも把握できるようになると考える。
- ・ 骨子案の第1章に、現状何に取り組んだか、何を実施したのかについて業務報告的に 記載されると思うが、実際にどのような問題があったのか、問題が存在するのか、ど のような課題があり、今後どう取り組んでいけばいいのかを明確にして取り組んでいく ことが最も重要である。

(荒井 勝 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長Hermes EOS上級顧問)

- ・ 行動計画を策定するにあたり、KPIが設定されないのであれば、非常に不思議なことである。KPIがなければ、いつまでに何に取り組むのかが、外部からは全く分からない状態である。
- ・ 各省庁の取組が円卓会議・作業部会構成員を含め一般市民に知られていないことが 問題の1つといえる。今回の骨子案の各項目について、どの省庁がどのような検討を 既にしているのかまず示していただいたうえで、ステークホルダーが意見を述べる方 が手続きとして無駄がないと考える。まずはどの省庁がどの部分を担当しており、何 が既に検討・公表されているのかをステークホルダーに示していただきたい。

・ 各省庁で取り組んでいる様々なことが、ステークホルダーも含めて一般の方々に全く 伝わってないという課題への対応として、人権機関の設置が考えられるが、難しいの であれば、できれば担当組織を設置したうえで、ビジネスと人権について各省庁の取 組が一目で分かるようなウェブサイトを作成し、情報発信する必要があると考える。ゆくゆくは、様々なステークホルダーの意見もその組織が集約し、議論をする際には議論の前提として、その組織から何を検討したいかを説明した上で、詳細に入る進め方が望ましいと考える。

(正木 義久 一般社団法人日本経済団体連合会 ソーシャル・コミュニケーション本部長)

- ・ 企業の視点から、骨子案及び行動計画改定の方向性について申し上げたい。
- ・ 第1章「2. 日本企業の取組状況と国際的な動向」に関して、企業の自主的取組の支援を強化する政策の記載をぜひ検討していただきたい。特に人権課題は、途上国や 紛争地域をはじめ、国によって多様である。人権課題の解決は企業単独ではなし得ないため、国や国際機関などの強力な支援、検討を実施していただきたいと考えている。
- ・ 第2章の優先分野の項目案について、基本的な方向性については異論ないが、いくつ かコメントと質問したい。まず、人権を保護する国家の義務に関する取組を項目として ぜひ明示いただきたい。人権を保護する国家の義務は指導原則の第1の柱であり、極 めて重要だと考えている。
- ・ 第2に、現行の行動計画においては人権を保護する国家の義務として、公共調達に加え、開発協力・開発金融、国際場裡における「ビジネスと人権」の推進拡大、人権教育・啓発が記載されている。骨子案には現状、記載がないようだが、これらも引き続き盛り込んでいただきたい。
- ・ 第3に、「1. 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン」に関して、少なくとも企業が取組を進めていく初期段階では、手軽にきちんと安心して相談できる政府の窓口を設置していただきたい。
- ・ 第4に、骨子案では新しく、高齢者が項目として加わっている。今回高齢者を取り上げ た理由や背景などを聞かせていただきたい。
- ・ 第5に、「3. 新しい人権課題」にて、「環境と人権」が取り上げられている。環境においては色々なテーマがある中で、政府は「環境と人権」における環境にはどういった項目が含まれると考えているのか、具体的に何をどうしていこうと考えているのか、聞かせていただきたい。
- ・ 第6に、「4. 指導原則の実施推進に向けた能力構築のための仕組みづくり」について、経団連のアンケート結果でも、従業員数が499人以下の中小企業では、指導原則に基づく取組が進んでいないことが浮き彫りになっている。中小企業のキャパシティビルディングに対する、政府支援の抜本的な強化が重要だと考えており、改定版行動計画において、力強く具体的な取組を記載いただきたい。
- ・ 第7に、「5.企業の情報開示」に関して、企業の人権尊重に関する情報開示の推進に あたっては、サステナビリティ情報開示に関する企業の負荷が増している実態を考慮 し、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)など国際的な基準と整合・調和するよう にしていただきたい。
- ・ 第4章の「今後の行動計画の実施及び見直しに関する枠組み」に関して、関係府省庁 間のさらなる連携強化と、関係府省庁とステークホルダー間の対話について2点コメントさせていただく。

- ・ 企業の自主的・効果的な取組を促進するためには、関係府省庁間でそれぞれの所管を超えた、さらなる連携の強化が重要であるため、改定版の行動計画においてもその旨を明確に記載していただきたい。連携強化は、骨子案で新しい人権課題として記載された、「AI・テクノロジーと人権」や「環境と人権」といった新しいテーマに対応するために不可欠だと考えているため、ぜひお願いしたい。
- ・ 現行の行動計画においても、関係府省庁とステークホルダーとの対話に関して記載されているが、これまでのステークホルダーと外務省間のやり取りは、対話という形になってないところも見受けられる。信頼関係に基づく自主的かつ建設的な対話をしていくことを、改定版行動計画においても記載し、実践いただきたい。また、ステークホルダーが関係府省庁と対話するにあたり、それぞれの組織内部で事前に議論するのに十分な時間や資料を提供いただきたい。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会CSRと内部統制に関するPT 副座長)

- ・ 行動計画は日本国内のみならず、国際社会の様々な関係者にも見られるものであり、 日本政府や企業、さらに社会全体の信頼性やレピュテーションに非常に大きな影響を 与えるものである。そのため、日本が指導原則の推進を率先垂範していることを示す 意欲的な、充実した内容にしていただきたい。
- ・ それを前提に、今回の骨子案について3点、質問とコメントをさせていただく。1点目は 第2章の優先分野について、ステークホルダー報告書の通り、日本が直面するビジネ スと人権の重要な課題を検討した上で、優先分野が特定されることが望ましいと思う が、どのような経緯で優先分野が特定されたのかについて教えていただきたい。ま た、その根拠がどこに記載されるのかについても教えていただきたい。
- ・ 2点目、指導原則の第1の柱である国家の人権保護義務に関する内容が、骨子案の どこに盛り込まれるのかについて教えていただきたい。ステークホルダー報告書で は、政府系企業や投資協定等について「人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェ ーン」の項目で記載をしているが、わかりにくい部分もあるため、この中で記載するの が適切なのか、それとも独立した項目として記載するのかについて検討いただいた上 で、方向性についてご教示いただきたい。
- ・ 検討にあたっては、スマートミックスを意識していただきたい。行動計画の中で、法規制等、強制力のある措置についても検討を進める旨を記載することは、外部に日本の姿勢を示していく上で重要ではないかと思うため、検討いただきたい。
- ・ 3点目は、救済へのアクセスについてである。優先分野の1つとして救済へのアクセス が含まれているが、救済へのアクセスは指導原則の3つの柱のうちの1つである非常 に重要な項目であり、行動計画の中で埋もれてしまわないか懸念される。そのため救 済へのアクセスに関する記載を充実していただきたい。
- ・ 救済に関して司法的な救済、非司法的な救済、そして企業のグリーバンスについて、 それぞれ論点がある。司法的な救済については、特に裁判所において救済へのアク セスを阻害するような法的な障壁や手続き上の障壁をどのように取り除いていくの か、またビジネスと人権では国内外の問題を取り扱う中で司法的な救済へのアクセス をどのように促進させるのかについての政策の検討も盛り込んでいただきたい。
- ・ 非司法的な救済については、国内人権機関の設置、個人通報制度の導入、連絡窓口 (NCP)の機能強化等に関して検討いただきたい。企業の苦情処理メカニズムの確立 も重要である。

これら司法的な救済、非司法的な救済、企業の苦情処理メカニズムの個別具体的な 内容について、特に法務省や外務省、消費者庁にてどのような検討をされているのか、教えていただきたい。

(広浜 泰久 中小企業家同友会全国協議会 会長)

- ・ 骨子案の第2章「4. 指導原則の実施推進に向けた能力構築のための仕組みづくり」 に関して、雇用の7割を占める中小企業に向けた行動計画を検討していただきたい。
- 具体的には2点ある。1つ目、中小企業の特性を考慮した手引きの作成である。各省 庁にて作成いただき、是非共有いただきたい。今後、様々な好事例がみられるように なると思うため、好事例の共有を推進していただきたい。
- ・ 2つ目、中小企業を含む企業に対して、個別ケースに沿った情報、助言、支援等を提供するヘルプデスクのようなものを設置いただき、支援体制を強化いただきたい。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 事務局次長)

- ・ ステークホルダーの皆様からの意見も踏まえ、2点申し上げたい。申し入れ書に対する回答を、今回の議論も踏まえて、書面にていただきたい。骨子案の第1章の「3. 行動計画の改定及び実施を通じて目指すもの」に対するステークホルダーの期待は非常に大きいが、政府側とステークホルダー側の目指すものがかみ合っていないと感じており、そのすり合わせが必要だと考えているため、書面による回答をいただきたい。
- ・ ステークホルダー報告書の23の意見に沿って、各省庁には棚卸をしていただきたい。 また外務省には、政策の一貫性が担保されるよう、各省庁が棚卸されたものについて 取りまとめていただきたい。それにより、政府とステークホルダー間の違いや足りない ことが明確化されたり、政策の一貫性として求められることが見えてきたりするのでは ないかと考える。

(濱本 正太郎 京都大学公共政策大学院 教授)

- ・ 3点申し上げる。まずKPIについて、政府は国立大学法人の活動評価のためにKPIの 設定を求めているが、政府自身の活動についてはKPIが不適切かもしれないと考えて いるようで、何か意味がある違いがあるのか、御教示いただきたい。
- 作業部会が設置されているにも関わらず、これまで作業部会が活用されておらず、存在意義が十分に発揮されていないように感じている。ぜひ今後作業部会を積極的にご活用いただきたい。
- ・ これまでの取組への評価なしに行動計画の改定はできない。政府はこれまで、取り組んだ内容は示しているが、その取組の結果、どのような成果があったのか、また克服されずに残っている課題については示していない。残されている課題や取り組むべき課題を、各省庁から提示いただきたい。
- ・ 国際法の専門家として、いわゆる紛争影響地域特有の問題への言及も必要だと思うため、検討いただきたい。またILOの中核的労働基準の批准に関して、日EU・経済連携協定(EPA)16・3条3項では批准の努力義務が課されており、この義務との関係ではどのように理解しているのか説明いただきたい。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

・ 自分なりの本日のまとめとして2つ申し上げたい。国連ビジネスと人権フォーラムのアジア太平洋の行動計画をテーマとしたセッションの場で、政府から発言いただきたい。

- ・ 本日の議論をまとめると、KPIの検討は始めざるを得ないといえるのではないか。現 状の施策のアウトプット指標ではなく、行動計画にとって何が必要なのかという点に基 づいた指標作成をステークホルダーと一緒に進めていただきたい。
- ・ 統合力が課題としてあげられる。他省庁と協力し、各省庁における取組を統合して日本政府全体として推し進めていただきたい。

(田中 竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所 プログラムオフィサー 渉外・労働基準専門官)

- ・ 4点申し上げたい。1つ目、ILO中核的労働基準の未批准について、複数のステークホルダーから指摘があった。これだけのステークホルダーの声があることが、今回明らかになったため、批准を推進するための力にしていただきたい。
- ・ 第1の柱、第2の柱、第3の柱それぞれあるが、国と企業の連携がみえてきた5年間であったと感じている。企業側においては、構造的課題にぶつかり、法律や政策なしには解決し得ない課題が沢山あると気づいたと思う。国側も、なかなか企業の取組が進まない中でどのような政策を取っていくべきかを検討する中で、企業との連携の必要性や、スマートミックスの政策の必要性に気づいた5年間であったと政府や様々な企業の方々と意見交換をする中で感じている。
- ・ これを踏まえ、改定版の行動計画においてまずは、国際規範文書である、国連の指導原則及びILO、OECDのそれぞれの規範文書に触れることが国際的な政策の統一性という意味で重要である。
- ・ その上で政府は基本に立ち戻り、スマートミックスを実現するフェーズにあるのではないかと思う。そのためには、負の影響への対処を中心に置きつつも、負の影響に対処するインセンティブがない、または負の影響がサプライチェーンの末端に押し付けられている構造を踏まえて、プラスの影響の最大化にも注目していくべきだと改めて思っている。
- ・ 改定版行動計画を政府ガイドラインと有機的に結びつけることによって、行動計画の 知名度も上がると思われる。政府ガイドラインに記載されている、潜在的な負の影響 はいかなる企業にも存在しており、負の影響が社会に前提として存在しているというメ ッセージを行動計画においても発信し、行動計画を政府ガイドラインの内容と、認識を そろえることが必要である。
- ・ 2点目、各省庁における取組の情報が対外的に発表されることが重要である。時期に 応じた情報開示ができるように、ウェブサイトやシステムを整備することが大切であ る。例えば、改定版の行動計画の電子版では関連ウェブサイトと紐付けて、行動計画 を読んだ方々が、すぐに関連する政策のウェブサイトに辿り着けるようにするといった 有機的な行動計画との紐づけが必要だと考えている。
- ・ 3点目、KPIの設定は第三者評価の一環だと思うため、透明性を高めるためにはKPI の設定が必要だと考える。KPIの策定、もしくはその前段階で何らかの第三者評価の 仕組みを入れることから議論がスタートすることを期待している。
- ・ 4点目、国内人権機関についてである。今まで発言した内容はすべて国内人権機関がその役割を果たすことができる。国内人権機関、もしくはその前段階のものでも良いと思っており、何らかの形の評価の仕組みができると良い。

(尾﨑 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課 課長)

・ 御意見いただき感謝。各府省庁の参加者の方から御発言されたい方がいらっしゃれ

ばお願いしたい。ないようであれば、外務省からいくつかお答えする。人権デュー・ディリジェンスの法制化について、現時点では、本年3月に岸田総理(当時)が国会で述べたとおり、今後、国内外の動向を踏まえながら、人権デュー・ディリジェンスに関する将来的な法律の策定可能性も含めて、関係府省庁間で更なる政策対応についても検討していくという立場である。

- ・ KPIについては、繰り返しは避けるが、各府省庁の施策については事業ごとに行政事業レビューを行っており、KPIについてもそれぞれの府省庁で設定していると承知している。
- ・ 日本全体としてどこに向かっていくのかという御意見については、現行の行動計画においても第1章3で「行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの」として、1番目に「国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進」、2番目に「『ビジネスと人権』関連政策に係る一貫性の確保」、3番目に「日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上」、4番目に「SDGsの達成への貢献」を挙げている。改定に当たってこれらを維持する必要があるのか、改定していく必要があるのかについても検討を進めていきたいと考えている。
- ・ 申入書に書面で回答してほしいという御意見については、書面で回答することが適当 かどうかも含めて検討させていただく。
- 高齢者が優先分野に含まれている理由に関して、「ステークホルダー報告書」には、 高齢者は、具体的に記載されていなかったが、「『誰一人取り残さない』ための施策推 進」として、高齢者に焦点を当てることは重要であると政府として考えているため、骨 子案に含めた次第である。
- ・ 皆様からの御発言に対して網羅的に回答することは難しいが、いずれにせよ本日いた だいた御意見については、今後の行動計画の改定に当たって検討させていただく。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 事務局次長)

・ 次回の円卓会議もしくは作業部会はいつ頃開催され、どのような議題が予定されているのか。

(尾﨑 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課 課長)

・ 冒頭申し上げたとおり、骨子案については、年末に開催予定の関係府省庁連絡会議 で骨子を決定する予定である。その他の具体的なスケジュールは決まっていないが、 ステークホルダーの皆様との適切な議論を続けていきたいと考えている。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ 2点発言させていただく。申入書については、本日の議事録とともにウェブサイトで公 表いただきたい。
- ・ KPIについて、ステークホルダーとしては、既存の政策のアウトプット指標では意味がないため、行動計画を進めるにあたって必要なKPIを現実的な状況に基づいて設定していただきたいと述べており、KPIに関して尾﨑課長の捉え方とステークホルダー側で認識の違いがあることを申し上げておきたい。

(尾﨑 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課 課長)

・ 御意見として承る。

3. 閉会挨拶

(尾﨑 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課 課長)

- ・ 貴重な御意見をいただき、感謝申し上げる。骨子案については本日の意見交換を踏まえて年末の関係省庁連絡会議において骨子を決定する。その後、本文について関係府省庁との間で議論した上で、改めて皆様の御意見を頂戴し、原文を確定させ、パブリックコメントを経て、来年中の公表を目指したいと考えている。引き続き御協力を賜りたい。
- ・ 以上で、本日の円卓会議・作業部会の合同開催を終了する。御多忙の中、御参加い ただき感謝申し上げる。

(了)